大阪府温暖化の防止等に関する条例に基づく事業者の顕彰について

資料３－１

―令和３年度　おおさか気候変動対策賞（事業者部門公募型）―

令和３年３月に策定した地球温暖化対策実行計画においては、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すべき将来像に掲げ、あらゆる主体が一体となって気候変動対策に取り組む必要があると記載しています。特に事業者における気候変動対策の取組促進においては事業者の優良事例を評価し、水平展開を図ることが重要となっています。また、気候変動による影響はすでに顕在化しており、温室効果ガスの排出を削減する「緩和策」とともに、温暖化による影響と折り合える社会を実現する「適応策」を両輪で推進していくことが重要です。

これらを受けて、平成19年度から実施している「おおさかストップ温暖化賞」をリニューアルすることとし、今年度より、気候変動対策に関し、他の模範となる特に優れた取組みを行った事業者若しくはその事業所(以下「事業者等」という。)を対象にその功績をたたえる「おおさか気候変動対策賞」を実施します。

**１　趣旨**

1. 「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づき、事業活動における温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化に関し、他の模範となる特に優れた取組みをした事業者等を表彰します。

また、気候変動適応に関し、他の事業者の模範となる特に優れた取組みをした事業者等を表彰します。

1. 取組内容を大阪府のホームページ等で広く公表することにより、大阪府内事業者等の意欲を高めるとともに、対策の一層の普及促進を図ります。

**２　賞の名称及び種類**

1. 賞の名称は、「おおさか気候変動対策賞」とします。
2. 他の事業者の模範となる最も優れた取組みを実施した事業者等には、大阪府知事賞を授与します。

他の事業者の模範となる優れた取組みを実施した事業者等には、優秀賞を授与します。

その他優れた取組みを実施した事業者等には特別賞を授与することがあります。

※今年度より、「大阪府知事賞」及び「優秀賞」においては、温室効果ガスの排出量の削減等に関する取組みを対象とする「緩和分野」、気候変動の影響による被害を回避又は低減する取組みを対象とする「適応分野」の２分野を設け、各分野において選考を行った上で授与します。

※緩和、適応分野それぞれにおいて、大阪府知事賞は最大１事業者、優秀賞は２事業者程度とします。

※大阪府知事賞を受賞した事業者等については、令和４年度の「気候変動アクション環境大臣表彰（環境省）」へ大阪府から推薦することがあります。

**３　過去の選考実績**

過去のおおさかストップ温暖化賞の選考実績は下記のとおり。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R2 |
| 知事賞 | １件 | １件 | １件 | １件 | １件 | １件 | １件 |
| 優秀賞 | ３件 | ６件 | ６件 | ６件 | ４件 | ４件 | ３件 |
| 特別賞 | ３件 | ５件 | ３件 | １件 | １件 | - | - |

※令和元年度は応募なし

※平成25年度～平成27年度は、応募部門に節電部門を設け、特別賞として節電賞を授与

【参考：大阪府温暖化の防止等に関する条例】

(顕彰の実施)

第三十七条　知事は、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化又は建築物の環境配慮に関し、特に優れた取組をした者に対し、顕彰を行うものとする。